

発議案第1号

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」  
の改正を求める意見書の提出について

上記議案を会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和6年3月19日

大網白里市議会議長 小金井 勉 様

提出者	文教福祉常任委員会	委員長	森 建 二
賛成者	文教福祉常任委員会	副委員長	輪 島 美津江
	文教福祉常任委員会	委 員	金 森 浩 二
	文教福祉常任委員会	委 員	佐久間 久 良
	文教福祉常任委員会	委 員	宮 間 文 夫

別 紙

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書（案）

建設業従事者のアスベスト被害に対し令和3年5月17日付けで最高裁判所は、一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償責任を認める判決を言い渡しました。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（以下「建設アスベスト給付金法」という。）」を制定し、令和4年1月には給付金申請が開始されました。

しかし、建設アスベスト給付金法は国による給付金の支給のみを定めたもので、賠償責任が確定しているアスベスト建材製造企業の拋出を定めておりません。

そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の十分な救済に結びついていない現状があります。このことは、最高裁判所判決及び建設アスベスト給付金法制定時に多くのマスコミ報道でも指摘されているところです。

同時に、建設アスベスト給付金法は最高裁判所判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には、屋外で勤務していた建設アスベスト被害者及び国の賠償責任期間の直前で離職した被害者等が含まれておらず、また、死亡後20年間の除斥期間もより延長が必要なものとなっております。

こうしたことから、建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うことが必要です。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

千葉県大網白里市議会  
議 長 小 金 井 勉

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
経済産業大臣  
環 境 大 臣 } 様